

「ふくい関係案内人ブック&ムービー」制作及び企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「ふくい関係案内人ブック&ムービー制作事業」を実施するにあたり、その企画運営について最も適切な創造力、企画力、技術力、経験を有する優秀提案者を選定する公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

「ふくい関係案内人ブック&ムービー」制作及び企画運営業務

(2)業務内容

企画提案仕様書のとおり

(3)業務期間

契約締結の日から令和4年3月15日(火)まで

(4)見積上限額

13,640千円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

※なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)公表日から企画提案書等の提出期限までに、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は、一般業務競争入札参加資格審査申請書を契約課に提出済みであること。
- (2)公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4)破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6)国税及び地方税を滞納していないこと。

- (7)役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8)参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (9)事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (10)平成27年4月1日以降、次の①及び②の要件を満たす業務を履行した実績を有すること。
- ① 地方公共団体又は地方公共団体を構成員とする団体が発注した500万円以上の業務
 - ② 関係人口の拡大・創出や首都圏等をターゲットとした情報発信に関する業務
- (11)複数の事業者等により構成される共同体として参加する場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
- ① 共同体は、3者以下で構成すること。（共同体を構成するすべての事業者を「構成員」という。以下同じ。）
 - ② 共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ③ 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ④ 共同体の構成員は、上記(1)～(9)に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同体を代表する者は、併せて上記(10)に掲げる要件も全て満たしていること。

4 スケジュール

期日・期限	手続き等	<手段等>
令和3年6月25日(金)	(1)実施要領等の公表	<ホームページ>
令和3年7月5日(月)	(2)説明会の開催 ※提案する場合は参加必須	<メール>
令和3年7月7日(水)	(3)質問の受付期限	<メール>
令和3年7月9日(金)	(4)質問に係る回答	<ホームページ>
令和3年7月13日(火)	(5)参加申込書等の提出期限	<持参又は郵送>
令和3年7月16日(金)	(6)参加資格の確認結果通知	<メール及び郵送>

令和3年7月20日(火)	(7)企画提案書等の提出期限	<持参又は郵送>
令和3年7月26日(月)	(8)審査委員会(プレゼンテーション)の開始時間・場所の通知	<メール>
令和3年7月30日(金)	(9)審査委員会(プレゼンテーション)の開催	
令和3年8月3日(水)	(10)審査結果の通知	<メール及び郵送>
契約締結の協議後	契約締結	

5 プロポーザルの手続き等

(1)実施要領等の公表

- ①公表日 令和3年6月25日(金)
- ②公表方法 市ホームページに掲載「プロポーザル情報」
(<http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/keiyaku/proposal/index.html>)
- ③公表資料 ◆実施要領
◆企画提案仕様書
◆審査基準

(2)説明会の開催

- ①開催日 令和3年7月5日(月)14時00分～15時30分
- ②開催方法 オンライン開催(ZOOMの利用を予定)
- ③提出書類 説明会参加申込書【様式1】
- ④提出期限 令和3年7月2日(金)17時必着
- ⑤提出方法 電子メール(machi-m@city.fukui.lg.jp)
- ⑥提出先 まち未来創造課
※提出後、まち未来創造課へ、電話により到達の確認を行うこと。
※会議のURL等は申込後に連絡

(3)質問の受付

- 本プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問票により受け付けます。
※電話又は口頭による質問は受け付けません。

- ①提出書類 質問票【様式2】
- ②提出期限 令和3年7月7日(水)17時必着
- ③提出方法 電子メール(machi-m@city.fukui.lg.jp)
- ④提出先 まち未来創造課
※提出後、まち未来創造課へ、電話により到達の確認を行うこと。

(4)質問に係る回答

- ①回答日 令和3年7月9日(金)
- ②回答方法 質問内容及び回答を市ホームページに掲載
※質問票を受け付けたものから、随時掲載します。

(5)参加申込書等の提出

●本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記①の提出書類を提出してください。

- ①提出書類 ア 参加申込書【様式 3】
 イ 参加資格誓約書【様式 4】
 ウ 類似業務受託実績概要書【様式 5】
 エ 会社概要書【任意様式】

※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの

- オ 共同体結成届出書【様式 6】
カ 最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書の写し

*共同体の場合、ア・ウ・オについては、共同体を代表する者のみ、その外については、すべての構成員について提出すること。

②提出期限 令和 3 年 7 月 13 日(火) 17時必着

③提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、平日の 9 時から 17 時までの間に持参してください。

※郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付してください。

④提出先 まち未来創造課

⑤参加辞退 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに、参加辞退届【様式 7】を提出してください。

※電話連絡の上、配達記録郵便又は書留にて提出してください。

(6)参加資格の確認結果通知

●参加申込書の提出者について参加資格の確認を行い、その結果（資格の有無）を通知します。

①通知日 令和 3 年 7 月 16 日(金)

②通知方法 電子メール及び郵送

(7)企画提案書等の提出

●参加資格が有ることが確認された者は、下記①の提出書類を提出してください。

●企画提案は1者1提案（共同体での提案を含む。）とします。

●提出期限までに下記①の提出書類を提出しない者は、辞退したものとみなします。

●提出書類の再提出は、下記③の提出期限内に限り認めます。なお、提案書の部分的な差し替えは認めません。

①提出書類 ◆企画提案書提出書【様式 8】

◆企画提案書及び経費見積書【任意様式】※下記のとおり、一部様式の指定有り

※用紙の形式等は、A4版、片面印刷、枚数制限なし、横置き横書き上綴じとする。

ただし、表現の都合上、用紙や記述の方法を一部変更することは可能とする。

*企画提案書及び経費見積書の作成にあたっては、企画提案仕様書を参照すること。

②提出部数 各 10 部

※企画提案書提出書【様式 7】は1部のみ提出とする。

③提出期限 令和3年7月20日(火)12時必着

④提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に持参してください。

(7月20日(火)は12時まで)

※郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付してください。

⑤提出先 まち未来創造課

(8)審査委員会(プレゼンテーション)の開始時間・場所の通知

●企画提案書等の提出者(以下「提案者」という。)に対し、審査委員会の実施会場及び開始時間を通知します。

①通知日 令和3年7月26日(月)

②通知方法 電子メール

(9)審査委員会(プレゼンテーション)の開催

●市が設置する審査委員会において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを行った後に審査を行い、最も優れた企画提案を行った提案者を優秀提案者として選定します。

●審査結果によっては、いずれの提案者も優秀提案者としない場合があります。

●提案者が1者のみであった場合でも、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

①実施日時 令和3年7月30日(金)

②実施場所 オンライン開催を予定。実施日時等の詳細は、別途通知します。

③実施方法 ◆提出した企画提案書等によるプレゼンテーション

・プレゼンテーションの持ち時間は、1者につき原則20~30分程度(5分程度の準備にかかる時間を除く。)とするが、進行スケジュールにより変更することがある。上記5(8)の通知に合わせ、当日の持ち時間を正式に通知する。

・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。

・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めない。

・企画提案書に基づかないプレゼンテーション部分は、審査対象外とする。

◆質疑応答 10分程度

④審査基準 ◆非公開

⑤留意事項 別紙審査基準のとおり

・プレゼンテーションに参加しない場合は失格とする。

・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

・プレゼンテーション参加に必要な機器については提案者が用意すること。

(10)審査結果の通知

●審査結果について、次のとおり通知します。

①通知日 令和3年8月3日(火)

②通知方法 電子メール及び郵送

また、市ホームページにおいても公表する。

6 契約の締結等

- (1) 審査委員会において選定された優秀提案者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議は、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市から企画提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議により、業務に係る仕様を確定させ、見積書を徴した上で、その内容に基づく契約手続きを行う。
- (4) 業務に係る仕様について、市が、必要があると認めるときは、提案募集時の内容から変更することができるものとする。
- (5) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (6) 契約締結に当たっては、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録を条件とする。
- (7) 市から支払う委託料については、全ての業務終了後に提出される報告書に基づき、市において契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。なお、部分払いが必要な場合は、市と受託者が別途協議し、契約書に定めることとする。

7 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加申込者（共同体の場合は、すべての構成員）について、本プロポーザルへの参加を認めないか、又は契約の締結を無効とし、若しくは取消しを行うことがある。

- (1) 前記「3参加資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (3) 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (7) 本要領に違反すると認められるとき。
- (8) その他、市があらかじめ指示した事項に反する行為があったとき。

8 その他注意事項

- (1) 提出された書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提案に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、審査結果の如何に関わらず提案者の負担とする。

- (4)提出された書類は、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザル実施前において、優秀提案者の決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (5)業務の履行期間はもとより、その後においても、当業務で知り得た機密、個人情報 は 厳重に取り扱うこととし、福井市個人情報保護条例を遵守すること。
- (6)本業務の受託者となる者の企画提案書は、委託契約締結時点で、福井市に帰属するものとする。
- (7)企画提案書に特許権など法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は提案者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、提案者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。
- (8)委託業務における受託者の制作物は福井市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、福井市が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (9)参加申込書の提出をもって、参加申込者（共同体の場合は、全ての構成員）が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

9 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）

福井市 総務部 未来づくり推進局 まち未来創造課 地方創生係
〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10-1（福井市役所本館5階）
電話:0776-20-5230
FAX:0776-20-5733
電子メール: machi-m@city.fukui.lg.jp